

仕 様 書

1 件名

日本郵便株式会社（北海道支社エリア内）の郵便局で使用する電気（電灯・動力）
(Electricity to be used in Post Office(Hokkaido Regional Office Area))

2 品名及び数量

- (1) 電灯：11,926,445 kWh（予定）
- (2) 動力：1,628,467 kWh（予定）

3 仕様

(1) 供給電気方式

- ア 電灯：交流単相3線式
- イ 動力：交流3相3線式

(2) 供給電圧(標準電圧)

- ア 電灯：100ボルト及び200ボルト
- イ 動力：200ボルト

(3) 計量電圧(標準電圧)

- ア 電灯：100ボルト及び200ボルト
- イ 動力：200ボルト

(4) 標準周波数

50ヘルツ

- (5) 令和6年度実績（令和8年7月23日環境省より公表）における二酸化炭素調整後排出係数（残差）が0.000526（t-CO₂/kWh）以下であること。ただし、入札公告日までに新たな数値が環境省により公表された場合はその数値を適用する。

4 供給期間

2027年1月の検針日から2028年1月の検針日の前日まで。ただし、供給期間満了の日の6か月前までに、日本郵便株式会社及び供給者のいずれもが相手方に対し書面による変更の申入れ又は終了の通知をしない場合には、供給期間満了の日の翌日から起算して1年間なお本契約と同一条件で更新されるものとし、以降も、2032年1月31日（土）を限度として同様とする。

なお、電力供給の開始又は終了に当たり必要となる準備等がある場合は、電力供給に間隙を生じさせないように、供給者において事前に完了させること。

5 契約電力等

(1) 契約種別及び容量

別紙のとおり。ただし、電力使用量の変動等により、日本郵便株式会社から供給者所定の手続をもって容量の変更の通知があった場合は、供給期間の途中でであってもこれに応じること（変更した容量に合わせ、料金の再見積を実施）。

(2) 年間予定使用電力量

別紙のとおり

(3) 供給場所

別紙のとおり。ただし、郵便局の移転・廃止等により例外的に供給場所の変更・追加・削除はあり得る。

6 計量器及び検針方法

- (1) 本契約の履行に当たり、計量器の設置又は撤去が必要な場合は、一般送配電事業者及び供給場所となる各郵便局(以下「各郵便局」という。)と調整の上、実施すること。

なお、各郵便局の都合による場合を除き、計量器の設置、撤去及び稼働に係る費用は請求しないこと。

- (2) 検針は、原則として供給者の定めにより実施すること。

7 料金請求等

- (1) 各郵便局における電力使用料金を合算し、一括請求すること。また、一括請求に合わせ、各郵便局の契約種別ごとの電力使用料金及び電力使用量等、日本郵便株式会社から別途指示する項目の明細を月ごとにエクセル形式の電子データ(様式適宜)により提出すること。

- (2) 各郵便局の契約内容の適切性等を確認するため、日本郵便株式会社から電力使用状況等各種データの提供を求められた場合は、これに応じること。

- (3) 支払い方法は口座振込とし、支払期日は請求書発行後から最低14営業日(この場合の「営業日」は、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日以外の日とする。)確保すること。

8 その他

- (1) 仕様書の詳細については、日本郵便株式会社本社不動産部ファシリティマネジメント室社屋管理担当(TEL:03-3477-0646)の指示によること。

- (2) この仕様書に定めのない事項については、契約書又は約款によるものとし、これらに定めのないその他の事項は双方協議の上決定するものとする。

- (3) 契約書又は約款とこの仕様書の間に相違がある場合は、仕様書の記載内容を優先する。

- (4) 本契約に関する照会先として、一般顧客向けのコールセンター等とは別に担当者をおくこと。

